

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を奪うことにつながりかねない行為です。本事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない支援に努めます。ただし、下記の三要件をすべて満たす状況の場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 利用者等本人または他の利用者等の生命又は身体が危機にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

① 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束等の適正化に努める観点から「身体拘束適正化委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議する。

- （1）身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- （2）身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- （3）身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- （4）職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関すること
- （5）身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる発生の確実な防止策に関すること
- （6）再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 委員会の構成員

委員会の運営責任者は管理者とし、構成員の選任については、当該事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を委員長に指名し構成する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するものであるとともに、本方針に基づき、権利擁護及び身体拘束の適正化を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、磁氣的記録等により保存する。

4 身体拘束等が発生した場合の報告等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、そのすべての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとする。この際には、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要する判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

5 身体拘束等が発生した場合の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① 適正性の検討

身体拘束適正化委員会を中心に関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束の実施にあたり、三要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。

② 本人・家族への説明および同意

三要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、目的、理由、期間等について検討し、本人、家族に対し説明をし、十分な理解を得られるように努めます。また身体拘束の同意期間を越えてなお拘束を必要とする場合については、事前に契約書、家族等と行っている内容と方向性、利用者の状況などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

事前に作成した記録様式に、身体拘束の様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。

④ 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者や家族及び職員等にいつでも閲覧できるようにする。

9 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

この指針は令和6年4月1日より施行する